

経営事項審査結果通知書の提出について

野田市入札参加資格業者名簿登録業者 各位

建設業法第27条の23の規定において、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を請け負おうとする建設業者は経営事項審査を受けなければならないこととされており、又、建設業法施行規則第18条の2の規定により、その有効期間は1年7ヶ月とされております。

さて、平成21・22年度野田市入札参加資格審査登録をしている業者におかれましては、申請時に経営事項審査結果通知書の写しを提出していただいておりますが、それ以降新たに審査を受けた場合等、提出した結果通知書の写しが最新のものでない場合は、速やかに最新の結果通知書の写しを提出してください。

なお、提出された結果通知書の有効期限が切れた場合につきましては、入札に参加することはできませんので、ご了承ください。

【問合せ】

総務部管財課契約係

TEL 04-7125-1111

内線 2334, 2335